

タイトル	変容過程のドイツ社会民主党：その危機的諸相と展望
著者	山本，佐門
引用	北海学園大学法学研究，40(4)：713-743
発行日	2005-03-31

変容過程のドイツ社会民主党

——その危機的諸相と展望

山 本 佐 門

目 次

はじめに	ドイツ社会民主党——基本的変動の諸相	第三章	「社会国家」改変の基本視点と社会民主主義理念の動揺——「アジェンダ 二〇一〇」の思想と課題
第一章	各種選挙結果に見るSPDの党勢変動の実相		
第二章	大衆的組織政党——党員党としてのSPDとその危機的現象	第四章	社会民主党は生き残れるか——綱領的組織政党の展望

(はじめに) ドイツ社会民主党——基本的變動の諸相

一四〇年の歴史の実績を誇るドイツ社会民主党 (SPD) の政党としての基本的特色は、戦後世界に限定した場合その政策、組織そして統治能力に求められよう。政策政党という点では、社会民主主義的基本理念に基づく綱領政党 (Programmpartei) という特色である。当然のことながら短期的・具体的政策という次元では、変動性は顕著であるものの、長期的には自由 (Freiheit)・公正 (Gerechtigkeit)・連帯 (Solidarität) という基本理念を土台とした党綱領を政治的指針として活動を進めた政党であった。組織政党という点では、大量 (最盛期には約百万) の黨員を組織化し、民衆の暮らしと仕事の中で、極めて多面的な活動を展開した大衆的組織政党 (Massenorganisationspartei)——黨員政党 (Mitgliederpartei) であった。それとともに戦後の SPD は連邦、州、基礎自治体というドイツ国家の各政府レベルで政権担当の主体として統治実績を幾重にも蓄積してきた政権担当可能政党 (Regierungsfähigpartei) でもある。

この注目すべき政党的特質を長きに亘る政治的実践の中で、形成・確立してきた SPD は、世界的スケールでの現代民主主義体制の極めて有力な「政党モデル」と明確に評しえる位置にある。

しかし二一世紀初頭の現在、SPD の誇るべきこうした政党的特質はいずれの次元においても大きく揺らぎ、損なわれ、指導部から一般黨員のレベルまで、基本綱領から現実政策まで、決定的な対応策を見出せないままこの党は「歴史的」とも言うべき危機状態に陥っている。そしてその危機の深刻さは、独裁体制による弾圧という外圧的要件が強く同一視できないものの、全面的な非合法状態に追い込まれてしまったナチス統治下前半期 (一九三三～三九年) にも匹敵するものと筆者は判断している。

「政権担当可能政党」という特質については、一九九八年九月に一六年ぶりに連邦議会選挙で勝利し、連邦レベルの政権政党の位置に復帰したものの、その直後の一連の州議会選挙では大敗を繰り返し、国会第二院たる連邦参議院では全くの少数与党状態に追いやられてしまった。二〇〇二年の連邦議会選挙では政権党の立場を辛うじて守りぬいたものの、その後の連邦議会選挙、基礎自治体選挙、さらにはヨーロッパ連合（EU）議会選挙では、SPDの伝統的拠点を中心に「歴史的」敗北を繰り返し、各種世論調査でも一様に低迷状態を示し、対抗政党、キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）に一時はダブルスコアに近い支持率上の差をつけられてしまった。

綱領政党という次元では、経済的発展の長期的鈍化、高齢化社会の一層の進行、国家財政危機を主因として、社会民主主義勢力が継続してその形成・確立に主体的に関与した高福祉国家Ⅱ社会国家の抜本的変革が不可避となっている。まさにSPD主導連邦政府の下で、高密度・高水準に組織化された社会システムの改変が、その基本原理を含め全面的な形で進行し、労働者層、年金生活者といったその「利益享受層」を中心に、広範な規模で国民の給付水準の切り下げ・負担増がもたらされ、彼等の中での生活上の不安感を拡大しつつ、SPD主導政権への失望感と批判が強まっている。そしてこの事態に関わってSPDにあつては、自らの思想的基盤たる社会民主主義的基本理念、とりわけ「公正」と「連帯」の再検討、再解釈も急務となっている。

大衆的組織政党・党员党の次元でも事態は深刻である。東西ドイツ統一後もSPD党员増は見られず（最盛期の一九七六年には旧西ドイツだけで党员総数一〇二・二万）、むしろ長期的な減少傾向は近年一段と強まっている。これに党基礎組織レベルでの党活動の停滞、州・基礎自治体選挙での「固定的投票者」（Stammwähler）の大量離反現象が結合し、第一次大戦前以来のSPDが誇る政党的特質——大衆的組織政党の継続的維持が危ぶまれる事態に陥っている。

ドイツ社会民主主義の全面的な危機の顕在化、果たして社会民主主義は生き残れるのであろうか。ここでは三つの次元で進行する事態についてさらに立ち入って検証し、危機克服の可能性をも探ってみたい。⁽¹⁾

注

- (1) 本論で特に参照した最近のSPD及びドイツ政党についての研究書には次のものが挙げられる。
- 1' Ulrich von Alemann, *Das Parteiensystem der Bundesrepublik Deutschland* (Opladen, 2000).
- 2' Klaus von Beyme, *Parteien im Wandel*, (Wiesbaden, 2000).
- 3' B. Boll, E. Holtmann (Hrsg.), *Parteien und Parteimitglieder in der Region — Sozialprofil, Einstellungen, Innerpolitisches Leben und Wahlentscheidung in einen ostdeutschen Bundesland — Das Beispiel Sachsen-Anhalt* (Wiesbaden, 2001).
- 4' J. Dittbener, *Neuer Staat mit Alten Parteien?* (Opladen/Wiesbaden, 1997).
- 5' C. Egle, R. Ostheim, R. Zohnhöfer (Hrsg.), *Das rot-grüne Projekt — Eine Bilanz der Regierung Schröder 1998~2002* (Wiesbaden, 2003).
- 6' O. W. Gabriel, O. Niedermayer, R. Stöss (Hrsg.), *Parteidemokratie in Deutschland* (2., aktualisierte und erweiterte Auflage) (Wiesbaden, 2002).
- 7' K. Grabow, *Abschied von der Massenpartei — Die Entwicklung der Organisationsmuster von SPD und CDU seit der deutschen Vereinigung* (Wiesbaden, 2000).
- 8' C. Holtz-Bacha (Hrsg.), *Die Massenmedien in Wahlkampf — Bundestagswahl 2002* (2003, Wiesbaden).
- 9' U. Jun, *Der Wandel von Parteien in der Mediendemokratie — SPD und Labour Partei im Vergleich* (Frankfurt/New York, 2004).
- 10' U. Jun, *The Changing SPD in the Schröder Era* (in: E. C. Horgrove (Ed.), *The Future of the Democratic Left in Industrial Democracies* (Pennsylvania, 2003).
- 11' T. Meyer, *Die Transformation der Sozialdemokratie — Eine Partei auf dem Weg ins 21. Jahrhundert* (Bonn, 1998).
- 12' T. Meyer, *Soziale Demokratie und Globalisierung — Eine europäische Perspektive* (Bonn, 2002).

- 13' O. Niedermayer (Hrsg.), Die Parteien nach der Bundestagswahl 2002 (Opladen, 2003).
- 14' T. Poguntke, Parteiorganisation im Wandel — Gesellschaftliche Verankerung und organisatorische Anpassung im europäischen Vergleich (Wiesbaden, 2000).
- 15' H. Pothoff, S. Miller, Kleine Geschichte der SPD 1848-2002 (Bonn, 2002).
- 16' W. Ridriza, Das Politische System der Bundesrepublik Deutschland (6. Auflage) (Wiesbaden, 2002).
- 17' W. Rudizio, Das Politische System der Bundesrepublik Deutschland (6. Auflage (Opladen, 2003))
- 18' E.-M. Walsken, U. Wehrhöfer (Hrsg.), Mitglieder Partei im Wandel — Veränderung an Beispiel NRW-SPD (Münster, 1998).
- 19' M. Walter-Rogg, O. W. Gabriel, (Hrsg.), Parteien, Parteileiten und Mitglieder in einer Großstaat (Wiesbaden, 2004).

第一章 各種選挙結果に見るSPDの党勢変動の実相

連邦議会選挙結果を中心としてSPDの動向を判断する限りは、その全般的な危機状態は必ずしも現象化していない。投票率が三%もアップした一九九八年九月選挙においてSPDは得票率で四・五%、得票数で三〇四万もの伸びを示し、一六年ぶりに第一党の地位に返り咲き、緑の党との連立の形で政権をリードする地位を回復した。そして四年後の選挙でも得票結果において後退現象は見られたものの第一党の地位を守り抜き、連立政権を存続せしめた。

しかしシュレーダー政権第一期四年間の、ドイツ国民のSPDへの支持動向は当初から激動的ともいべき揺れを示した。とりわけ「地すべりの」な激しさを見せた連邦議会選挙直後の「支持急落現象」は驚くべきことであった。この支持率激減傾向は一方で、連邦参議院の議員構成に直結するという点で「国政の中間選挙」的機能を有する一連の州議会選挙結果に、他方では政党支持に関する世論調査結果に極めてドラスチックな形で表現されている。(表1)、

(表2) 参照)

世論調査結果でのSPDへの支持率は、連邦議会選直後の九八年秋から九九年の秋まで約五〇%から三〇%以下へと二〇%以上も低下してしまった。また九八年の連邦議会選挙直近のヘッセン州議会選挙(九九年二月)ではSPDはCDUの予想外の進出を許し、州政権の座を失っている。そして同年六月のEU議会選挙では、投票率の大幅低下(二四・八%減)の下で、連邦議会選挙の際の得票を半減させてしまった(二〇一八万票→八三二万票)。さらにSPDの最強拠点州ザールラント州議会選挙でもCDUに敗れ、CDU単独政権の登場をもたらした。(表1) 参照) また一連の旧東独諸州の議会選挙でも大幅に後退し、ザクセン州では得票率が一〇・七%にまで低下して、民主社会党(PDS)にも大きく引き離されてしまった。⁽¹⁾

しかし当時のSPDへの国民の支持動向は継続的な低迷状態ではなく、政情の変動、対抗政党指導部の動向と関わって「正弦曲線」(Sinuskurve)と評される下降・上昇繰り返し現象を示していたことも見落せない。シュレーダー政権後一年を経た九九年末以降にはSPDへの国民の支持回復傾向が見られ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州では州政権を維持し、二〇〇一年初めのバーデン・ヴュルテンベルク、ラインラント・プファルツの州議会選挙でも支持を拡大している。さらに一連の世論調査結果でもCDU・CSUを上回る支持率を維持し続けた。(表2) 参照⁽²⁾)

しかし二〇〇一年末のドイツ連邦軍のアフガニスタン派遣、失業者四百万人突破という事態により、シュレーダー政権への国民の失望・批判が強まり、SPDへの支持率は再び急落し、二〇〇二年秋の連邦議会選挙直前まで、CDU・CSUに遅れを取る状態が継続し、連邦レベルでの政権交代必至の見通しとなった。

ところが投票日前一ヶ月になって、政権と政党への世論の支持動向に再び激変が生じた。八月にドイツ東部を襲っ

(表1) SPD主導政権下(1998・9～2004・9)各種選挙動向

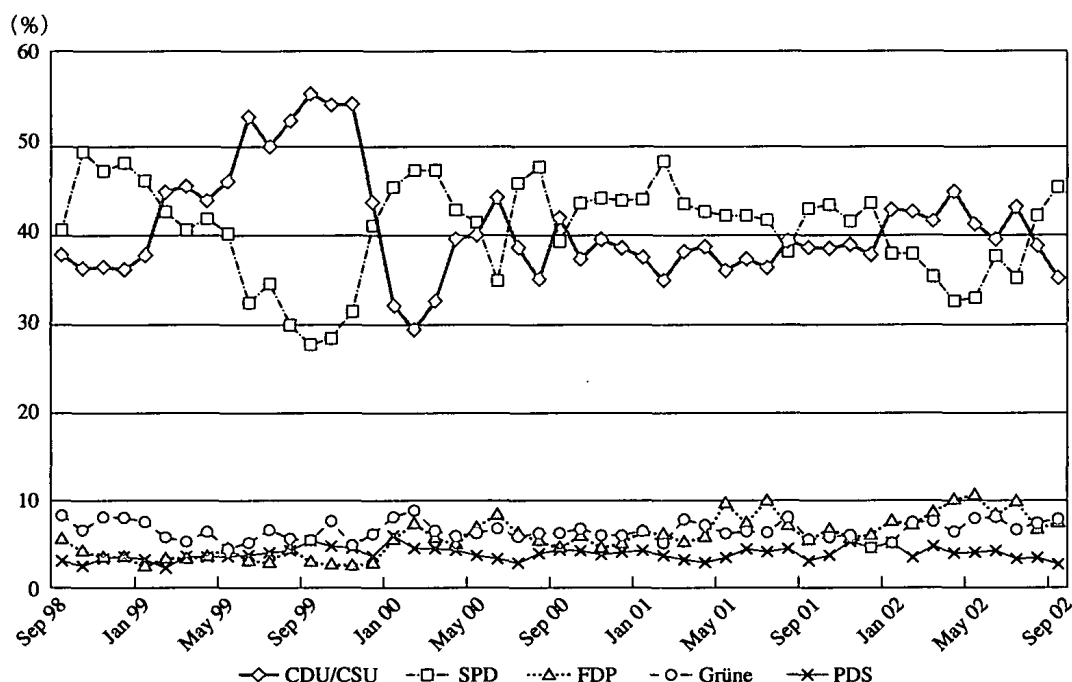
年・月	選挙の種類	投票率 (前回比)	SPD相対得票率 (前回比)
1998.9	連邦議会	82.2(+ 3.2)	40.9(+ 4.5)
1999.2	ヘッセン州議会	66.4(+ 0.1)	39.4(+ 1.4)
6	EU議会	45.2(-14.8)	30.7(- 1.5)
	ブレーメン州議会	60.1(- 8.5)	42.6(+ 9.2)
9	ザールラント州議会	68.7(-14.8)	44.4(- 5.0)
	ザクセン州議会	61.1(+ 2.7)	10.7(- 5.9)
	チューリングゲン州議会	59.9(-14.9)	18.5(-11.1)
	ブランデンブルク州議会	54.3(- 2.0)	39.3(-14.8)
10	ベルリン州議会	65.5(- 3.1)	22.4(- 1.2)
2000.2	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会	69.5(- 2.3)	43.1(+ 3.3)
5	ノルトライン・ヴェストファーレン州議会	56.7(- 7.3)	42.8(- 3.2)
2001.3	バーデン・ヴュルテンベルク州議会	62.6(- 5.0)	33.3(+ 8.2)
	ラインラント・プファルツ州議会	62.1(- 8.7)	44.7(+ 4.9)
9	ハンブルク州議会	71.0(+ 2.3)	36.5(+ 0.3)
10	ベルリン州議会	68.1(+ 2.6)	29.7(+ 7.3)
2002.4	ザクセン・アンハルト州議会	56.5(-15.0)	20.0(-15.9)
9	連邦議会	79.1(- 3.1)	38.5(- 2.4)
	メクレンブルク・フォアポンメルン州議会	70.6(- 8.8)	40.6(+ 6.3)
2003.2	ヘッセン州議会	64.6(- 1.8)	29.1(-10.3)
	ニーダーザクセン州議会	67.0(- 6.8)	33.4(-14.5)
5	ブレーメン州議会	61.3(+ 1.2)	42.3(- 0.3)
9	バイエルン州議会	57.1(-12.7)	19.6(- 9.1)
2004.2	ハンブルク州議会	68.7(- 2.3)	30.5(- 6.0)
6	EU議会	43.0(- 2.2)	21.5(- 9.2)
	チューリングゲン州議会	53.8(- 6.1)	14.5(- 4.0)
9	ザールラント州議会	55.5(-13.2)	30.8(-13.6)
	ブランデンブルク州議会	56.4(+ 2.1)	31.9(- 7.4)
	ザクセン州議会	59.6(- 1.5)	9.8(- 0.9)

* Statistisches Jahrbuch für BRD 2003, 2000及びWahlen (Statistisches Bundesamt Deutschland (Online))に基づき作成。

た大洪水への敏速かつ能動的な対応とイラク独裁政権へのアメリカ政府の軍事的介入に対する協力拒否という外交的決断、いわば外的な突発的事態への瞬発的にも評しうる連邦政府と首相の施策によって、国民世論を変化させ、選挙戦の形勢を逆転させたのである。そして連邦議会選挙の結果においてSPDは前回の実績には達しなかったものの、第一党の地位を確保し、継続して政権党としての立場を保持しえたのであった。⁽³⁾

このようにSPD主導政権四年間のSPDへの国民

(表2) 世論調査による政党支持率変動 (1998.9~2002.9)



Quelle: Forschungsgruppe Wahlen, Politbarometer

* Politbarometerは、マンハイム市にある選挙調査機関が「ドイツ第二テレビ」の委託によって行っており、定期的に調査結果が公表されている (www.forschungsgruppe.de)。

の支持動向は極めて不安定、変動的であり、連邦政府と党指導部のあり方、対抗政党の指導部の動向さらには首相の個人的パフォーマンスや党幹部の政治的スキャンダルの発覚によってさえ政党支持率は激変している。二〇〇二年の総選挙結果による「社民・緑連立政権」の継続は、その実相を理解したとき、「左翼陣営の構造的多数派化」という評価はもちろん、この政権への「政策実績への信任」とも到底評し得ないであろう。⁽⁴⁾

そして、この政治的支持動向の変動過程には、決定的要因としてテレビや大衆紙といったマスメディアのキャンペーンが強く作用していることを改めて指摘しておく必要がある。世紀転換期の現在、ドイツにおいても一般国民の政党への関心、政党的アイデンティティは後退し、流動化している傾向にあることは明確になっている。そしてこの皮相化・流動化している国民の政党関心に対し、メディアの情報操作は決定的な効果を発揮する。今や「政策的・黨員党政党」たるSPDの一般国民レベルでの消長は、政党的領域を超えたマスメディアの作用によって決定的に影響

されつつある。「状況的要因を政府が巧みに利用できた」と評されている二〇〇二年秋の連邦議会選挙直前の「形勢大逆転」現象は、「メディア民主主義」作用の象徴的表現であることを否定しえないのがドイツ政治の現実である。⁽⁵⁾

しかし二〇〇二年九月の連邦議会選挙以降のSPDへの国民の支持動向は、一連の州議会選挙、EU議会選挙そして世論調査結果で判断する限り、一層深刻な事態に陥っていることが明らかになる。SPDへの国民の支持変動は、もはや九八年秋から〇二年秋までに見られた下降・上昇繰り返し状態——「正弦曲線」状態ではなく、急激かつ継続的低迷という状態にある。⁽⁶⁾

二〇〇三年二月のヘッセン、ニーダーザクセンの州議会選挙ではSPDはいずれも得票率を一〇%以上も低下させた。とりわけかつてシュレーダーがその政府の首相であった、SPDの中心的拠点ニーダーザクセン州では、一四・五%も得票率を下げ、政権の座も失うというまさに「歴史的敗北」となった。さらに同年九月のバイエルン州議会選挙ではSPDの得票率は二〇%を割り込むとともに、この州の政権党であるCSUは総議席の三分の二を占めるというこれまた戦後のドイツ州議会選挙史上極めて異例の事態となった。二〇〇四年に入ってもSPDの大幅低落現象に歯止めはかからず、SPDの伝統的拠点ハンブルク市（州）参事会（州議会）選挙でも大敗し、四四年間維持してきた市政与党の立場を失った。さらに六月実施のEU議会選挙では得票率を大幅に低下させたのみならず、投票率の低さも影響して、SPDは先の連邦議会選挙の獲得票の三分の一、わずか五五〇万票にとどまり、緑の党やPDSの得票にも及ばない州や基礎自治体が続出する惨敗となった。（表1）参照⁽⁷⁾

そして継続した政党支持率に関する世論調査でも、二〇〇二年の連邦議会選挙時には支持率においてCDU・CSUを逆転したのも束の間、その直後から継続的低下現象を示し、二〇〇四年七月には最低値二二%を示し、CDU・CSUに二四%もの差をつけられる状態となってしまった。⁽⁸⁾

国民意識レベルでのSPDの大幅な支持の低下傾向は、シュレーダー政権下の目下の政治路線(「社会国家」の全般的改変——第三章参照)への国民の不満と失望、SPD党组织を通じた日常活動の停滞と強く関連性を有している。SPD主導政権とSPD自体への国民レベルでの支持の後退現象は、偶発的事件へのメディア効果を利用した対応ではもはや食い止め得ない拒否的意向拡大の域に達している。

注

- (1) C. Egle u. a. (Hrsg.), a. a. O, S. 14-21, O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 45-47.
- (2) C. Egle u. a. (Hrsg.), a. a. O, S. 30-31, O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 45-46. ヴィッセン州議会選挙では、CDUは三九・四%→四三・四%、SPDは三八・三%→三九・四%、ザールラント州議会選挙では、SPDが四九・四%→四四・四%、CDUが三八・六%→四五・五%の相対得票率変動であった。さらにザクセン州議会選挙では、CDUは五六・九%、PDS(民主社会党)が二二・二%の相対得票率であった。Vgl. U. Anderson, W. Woyke (Hrsg.), Handwörterbuch des politischen Systems der BRD (5. Auflage) (Opladen, 2003), S. 739-763 (Anhang).
- (3) O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 46-47, 55-56.
- (4) C. Egle u. a. (Hrsg.), a. a. O, S. 14-21, O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 58-67.
- (5) O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 67, C. Holtz-Bacha (Hrsg.), a. a. O, S. 40.
- (6) O. Niedermayer (Hrsg.), a. a. O, S. 64-66.
- (7) 旧東独五州では、いずれもPDSがSPDの得票率を上回り、また西ドイツの大都市部では、ミュンヘン市で緑の党がSPDの得票率を越えている。Vgl. Bundeswahlleiter, Endgültiges Ergebnis der Europawahl 2004.
- (8) Vgl. Umfrageergebnis durch Süddeutsche Zeitung Online (Wenn an Sonntag Bundestagswahl wäre, welche Partei würden Sie wählen?). Die Sendung der Politbarometer (www.forschungsgruppe.de).

第二章 大衆的組織政党——党員党としてのSPDとその危機的現象

一般国民の日々の暮らしと仕事の場に根を張った大衆的政治集団としてSPDを存続させた中核的要素は、第一次大戦直前に既に一〇〇万人を越えた党員層と彼らを多様な党活動に組み込んで高度に体系化され、整備された党組織網であった。

第二次世界大戦後、一時半減した党勢は、六〇年代に入り着実な増勢に転じ、七〇年代には再び「一〇〇万党員」の水準に達した。後述するように目下SPDの党勢は深刻な後退状態にあるとはいえ、大衆的党員党としてのこの党の基本的特性はなお否定しがたい。(表3) 参照)

こうした「大衆的」と評される多勢の党員層は目下どのような形でSPDの組織体制に組み込まれ、どのように日常的な党活動に参加しているのだろうか。SPDの党員層をその活動への関与によって四つの層——(1)一般党員層 (2)自発的活動家 (3)専従的活動家 (4)公的代表機関担当者、に区分して、その実相を把握することは、^①今なお大衆的組織政党として重要な側面を理解するには有益な方法であろう。

(1) 一般党員層 党員層の七五〇八五%を占めると推定され、大衆的組織政党としてのSPDの基盤を構成するものの、党費納入以外の目立った活動に加わっていない層である。

(2) 自発的活動家 党員層の一五〇二五%を占め、党の基底組織である「居住支部」(Ortsverein——全国で約一二五〇〇存在)の総会に出席し、時には居住支部役員をやったり、日常活動(例えば各種選挙でポスター張りや環境問題をテーマにした討論会)に加わる層である。

(3) 専従的活動家 党職員層と規定される層で、複数の居住支部を統合した下部地域もしくは地区支部(Unterb-

(表3) SPD党員数及び連邦議会選挙得票動向

年 度	総党員数 (女性党員比%)	連邦議会選挙得票数(万) ・(絶対得票率(%))
1907 1914 (以上第二帝政期)	530,466(1.89) 1085,905(16.09)	
1919 1923 1931 1932.9 (以上ワイマール共和国)	1012,299(20.38) 1261,072(10.31) 1008,953(22.83) 871,499	
1949 1953 1957 1961 1965 1969 1972 1976 1980 1983 1987 (以上西ドイツ期)	736,218(18.79) 607,456(18.99) 626,189(19.21) 644,780(18.67) 710,448(17.39) 778,945(17.33) 954,394(18.70) 1022,191(21.05) 986,872(23.08) 925,630(24.49) 910,063(25.94)	693.5(22.2) 794.5(24.0) 949.6(26.8) 1142.7(30.5) 1281.3(33.3) 1406.6(36.4) 1717.5(41.2) 1609.9(38.3) 1626.1(37.6) 1486.6(33.7) 1402.6(30.9)
1990 1994 1998 2002 2003 2004 (以上統一ドイツ期)	919,129(27.30) 849,374(28.04) 775,036(28.93) 693,894(29.68) 650,798(29.94) 605,807(30.19)	1554.5(25.7) 1714.0(28.4) 2018.1(33.2) 1848.9(30.1)

* SPD党員数に関しては、Parteivorstand der SPD作成資料(2003年12月、2004年12月)、得票数に関しては、Bundestagswahlen (Statistisches Bundesamt Deutschland (Online))の「第二投票」の得票数に基づく。

ezirk (Kreis) (三五〇存在) やそれらを結合した地域支部 (Bezirksverband (二〇存在)) の事務長 (Geschäftsführer) と専従事務職員さらには市議会や郡議会 (Kreistag) の党議員団専従職員達である。彼らはそれほど多数ではなく、特に下部地域・地区支部レベルでは組織体制としては手薄で、給料など待遇面でも不十分なケースが多い。

(4) 公的代表機関担当者 (Mandatträger) 地方自治体各級議員や市長など地域における代表制機構の構成員達であり、各種地方自治体議員に限っても総数が二三・五万人にもなる状況から判断すれば、SPDだけでもそれは六・七万(党員の約一〇%)に達するものと推定される。もちろんこの中の相当部分は小規模基礎自治体の議員達であり、「自発的活動家層」と重複するであろうが。

こうしたSPDの党組織と国家の代表制機構に関わつての党員層区分は、連邦(Bund)レベルから居住区(Ort)までの党の「垂直的組織」体制に対応するものである。この区分による検討とともに、一般党員層をSPDの日常活動に組み込んでゆく「水平的組織」形態として、党の広域的組織である「地域支部」を中心に各種の共同活動グループ(Arbeitsgemeinschaft)が存在、機能している。

SPDにあつては目下、世代別、職業別もしくは課題によつて区分・編成された八・一二の共同活動グループが全ての州のほとんどの地域支部に存在し、この党の多面的な政策課題を地域の実情に即して具体化し、一般党員を通じて住民の日常生活の場に浸透させており、大衆的組織政党としてのSPDを実体化させる決定的な役割を果たしている。

二〇〇二年度版の『ドイツ社会民主党年報』にその活動報告が掲載された共同活動グループを列举すると次のようになる。⁽²⁾

被雇用者問題共同活動グループ (Arbeitsgemeinschaft für Arbeitnehmerfragen)

社会民主主義女性共同活動グループ (Arbeitsgemeinschaft Sozialdemokratischer Frauen)

青年社会主義者グループ (Jungsozialisten (Juso))

青年社会主義者大学グループ (Jungsozialisten Hochschulgruppen)

六〇歳プラス共同活動グループ (Arbeitsgemeinschaft 60 Plus)
 社会民主党自営業者活動グループ (Arbeitsgemeinschaft Selbständige)
 社会民主主義法律家活動グループ (Arbeitsgemeinschaft sozialdemokratischer Juristinnen und Juristen)
 医療・保健機関社会民主主義者活動グループ (Arbeitsgemeinschaft der Sozialdemokratinnen und Sozialdemokraten im Gesundheitswesen)
 社会民主党教育共同活動グループ (Arbeitsgemeinschaft für Bildung in der SPD)
 被迫害社会民主主義者共同活動グループ (Arbeitsgemeinschaft ehemals verfolgter Sozialdemokraten)
 ドイツ連邦共和国自治体政策社会民主主義グループ (Sozialdemokratische Gemeinschaft für Kommunalpolitik in der BRD)

このうち三五歳以下の青年党員がその構成主体となっている「ユーズ」(Juso)、女性党員による「女性共同活動グループ」(ASF)、労働組合や経営協議会、人事協議会の党内利益代表機関である「雇用户問題共同活動グループ」(AfA)はメンバーも多く、その動きも活発で、政策面での影響力も大きい。さらに年金生活者がその主体である「六〇歳プラス活動グループ」もその比率を高めつつ、党の日常活動の一層重要な担い手となりつつある。「自治体政策グループ」(SGK)は、基礎自治体議員や党役員を主体とした「地域政治家」によって構成されており、日々の自治体政策推進の重要な役割を果たしている。⁽³⁾

さらにかつてその支持層の日常生活全体覆うように存在し、強固な社会民主主義的ミリューを構成していた暮らしと仕事と余暇のための諸社会団体の多くは解体してしまったり、市民的団体へと変容したものの、このようなSPDの地域・地区組織を通じた、住民の日常生活と直接関連する諸活動は、SPDの一般党員が参加する社会的諸団体の

多様な実践——労働組合や消費者団体の運動、社会奉仕団体への参加、余暇・スポーツ団体での活動、環境保護や平和のための市民運動など——とともに活発であり、これらの活動によってもSPDの日常活動は増幅、強化され続けている事実もなお軽視されるべきではない。⁽⁴⁾

しかし二一世紀初頭を迎えた現在、SPDに在っては大衆的組織政党としての基本的特質形成の主体であった一般党员層のあり方に危機的ともいう事態が生じているのである。

SPD党员層は、八〇年代に入り全国的（当時は西ドイツのみ）に減少傾向に転じ、東西ドイツ統一後も東独吸収合併による一六〇〇万もの人口増にもかかわらず、それは党员増をもたらず、九〇年代後半期には年二〜三万と党员減少傾向は一段と強まり、目下なお継続的激減傾向を脱していない。現在党员数は六〇・五万（二〇〇四・一二現在）、戦後の最低ライン、ピーク時の六〇％を切り、再統一時の三分の二の水準となってしまう。（表3）参照）とりわけ二〇〇二〜〇四年には毎年五万人の党员減となり、SPD全党员数の約三割を占める最大州、ノルトライン・ヴェストファーレン州だけでも二・七万人もの減少となっている。⁽⁵⁾

そしてこの党员大幅減少傾向とともに、党员構成の高齢化（六〇歳以上の党员比率の上昇）と東ドイツ五州での党员比率の極度の低さが党员構成の問題的特質を際立たせている。

高齢化ということでは、一九九〇年から二〇〇〇年までの一〇年間で、六〇歳以上の世代の党员比は二四・六％↓三五・二％と一〇％以上も高くなっている一方、一六歳から三〇歳までの若手層は一〇・二％↓五％と半減し、党内最少数世代グループと評せざるを得ない状況になってしまった。⁽⁶⁾

東部新五州の党员状況については、東ドイツ時代末期の市民運動の中からSPDが新たに形成されたという事情にかつての社会主義体制下の体験に基づいたこの地の市民の政党アレルギーも影響して、両ドイツ統一後一五年の今も

党組織は弱体で、党員数も五州合せて三万人にも達せず、その大半は公的代表機関担当者と党役員であり、「大衆的組織政党・党員党」ではなく、「選挙・議員政党」の典型と規定される状態にある。⁽⁷⁾

そしてこのような大衆的組織政党SPDの組織的中核をなす党員層の継続的激減傾向とその支持層における「固定の投票者」の大幅なSPD離れが同時に進行しているのが現代ドイツの政党制の特徴的な実相の一面である。二〇〇三年二月のヘッセン州とニーダーザクセン州の議会選挙、さらには二〇〇四年六月のEU議会選挙におけるSPDの「歴史的敗北」はいずれも投票率大幅低下の中での、SPD「固定投票者」の大量棄権という事態が決定的原因であったことが明らかになっている。EU議会選挙では先の連邦議会選挙に比較して投票率は三六%も低下し、SPDの得票は一八四九万から五五五万、なんと三分の一以下に激減している。⁽⁸⁾

こうした危機的激変をSPDの党組織にもたらしつつある重要原因は一体何であろうか。その解明のためには少なくとも長期的・構造的視点と短期的・政党政治的視点の両面からのアプローチが必要である。

大衆的組織政党としてのSPDの基本的特質を揺るがしている長期的構造的要因として、社会階級的ミリュウの解体——多元的市民社会の強まりという六〇年代以降急激に進行した社会変動が作用していることは明白である。そしてこの変動に対応して、社会民主主義的ミリュウ政党から多元的市民的利益統合政党へと変容しつつあるのが長期的に見たSPDの組織的特徴である。⁽⁹⁾

そしてこの変容過程にマスメディアの社会的影響力の拡大による政党機能の低下という事態が結合する。いわゆる「メディア政治」——「メディア民主主義」と呼ばれるマスメディアの国民への全般的な政治的影響力の強まりに対して、SPDを含み既成の大政党の指導部においてメディア重視さらには依存傾向が強まっており、党政策の浸透から選挙での集票まで、党勢拡大の有効な手段としてマスメディアが極めて積極的に活用されつつある。

それに反比例するかのよう⁹に党組織を通じた国民への主体的な働きかけ、浸透という党組織の本来的役割の縮小、低下という事態が進行している。さらに政党の基盤を構成する一般黨員にとつても、自らの主体的な国民への直接的な働きかけの度合いが弱まるのみならず、一般国民同様自党の政策や活動動向を含んだ政治に関する情報に関してもメディア依存の傾向を強めている。いわばマスメディアの影響力の強まりによって大衆的政党における組織網を通じての情報伝達と国民的支持調達の機能が著しく低下し、党指導部、一般黨員、国民間の「コミュニケーション構造」に質的ともいふべき変化が生じるとともに、党の組織的役割の縮小が進行しているという事態である。¹⁰

そしてこの政党構造の基本的変容過程は、一般黨員を含めた国民の現実政治とそのシステムへの「不快感」(Verdrossenheit)と一体となつて進行した政党への依存度、アイデンティティ強度の低下の過程をも同時に意味するものでもあつた。¹¹それとともにこの傾向に対応して、「基本的な政治目標への共鳴より」も「共に参加して何かを変えたい」という願望がより強い入党動機になりつつあることはSPD指導層も九〇年代後半期から認めていることである。このことは「参加革命」と規定される「新しい社会運動」、「市民請願運動」などの新しい運動組織を通じた政治参加ルートの拡大、既存の政党運動との競合状態が強まることでもあつた。¹²

九〇年代後半期以降SPD指導部は、自らの党が「単なる選挙闘争装置」ではなく「大衆的な黨員政党」であり続けることを強調し、継続的な黨員減少傾向の解明とその克服策を模索している。¹³しかし社会・政治的条件の構造的変容に伴う政党組織の動揺に対しての特効薬は存在するはずがなからう。

そしてこの歯止めのかからぬ黨員・支持層縮小傾向に加え、連邦レベルのSPD主導政権による重圧、すなわちシュレーダー政権下のドイツ的福祉国家Ⅱ社会国家改変推進路線への国民の不安と失望感の強まりが結合したのが現在に至る状況である。

SPDは大衆的組織政党——党員党政党の解体と代表制民主主義下の選挙における有権者の支持喪失という二重の危機に見舞われている。

注

- (1) Vgl. Ulrich von Alemann, a. a. O, S. 140-146 (6.2 Mitgliederstruktur), J. Dittberner, a. a. O, S. 30-96 (Innenleben der Parteien).
- (2) Jahrbuch der SPD 2001-02 (Arbeitsgemeinschaft).
- (3) Vgl. Ulrich von Alemann, a. a. O, S. 143-147. U. Anderson, W. Woyke (Hrsg.), a. a. O, S. 557-58, 573-74.
- (4) Ulrich von Alemann, a. a. O, S. 169-175 (7.3 Parteien im gesellschaftlichen Netz).
- (5) Vgl. SPD Parteivorstand, Mitgliederbestand nach Geschlecht (Stichtag 31. 12. 2002, 2004).
- (6) O. W. Gabriel u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 292.
- (7) Parteivorstand der SPD (Hrsg.), Abschlussbericht der Arbeitsgruppe „Mittgliederentwicklung“ des SPD-Parteivorstandes (Bonn, 1995), S. 21-22. U. Jun, The Changing SPD in the Schröder Era, S. 87-88. J. Dittberner, a. a. O, S. 196 (ノルントント州のケース). O. Gabriel u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 280-81. 詳細な事例研究については B. Boll, E Holtmann (Hrsg), Parteien und Parteimitglieder in der Region (キルヤン・メンハント州の事例) 参照。そして統一後の東部五州の党員数には依然として全増傾向が見られる (ノルントント州 (九一・一一)——ノルントント州 (〇四・一一))。
- (8) Vgl. Analysen der Landtagswahlen, Hessen, Niedersachsen, Bayern (in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Jg34(2003). H4). 邦議会議事録結果のSPD指導部サマナンの分析については, Ein bitteres Ergebnis (Vorwärts, 1.7.2004)参照。ノルントント選挙調査機関 (Infratest. dimap) の分析に基づき、二〇〇二年の連邦議会議事録選挙でのSPDに投票した有権者の内、一〇四七万人が棄権 (SPD減票の八三%へ) したと報じている。〇四年九月のザールラント州議会議事録選挙でもSPDの減票の七五%は「固定投票者」による棄権票と分析されている (Vgl. Saarbrücker Zeitung (7.9.04))。
- (9) Vgl. O. Gabriel u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 277-281 (Parteimitgliederschaften). Ulrich von Alemann, a. a. O, S. 102-107 (5.1 Milieutheorien), 188-203 (8.3 Parteiproblem). T. Poguntke, a. a. O, S. 49-60.
- (10) Abschlussbericht der Arbeitsgruppe „Mittgliederentwicklung“, S. 5. O. Gabriel u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 467ff. Ulrich von

- Alemann, a. a. O, S. 110-24. W. Clement, Politik in der Mediengesellschaft, (in: E-M. Walsken u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 15-20.)
- (11) Ulrich von Alemann, a. a. O, S. 183-88.
- (12) Abschlußbericht der Arbeitsgruppe „Mitgliederentwicklung“, S. 5, S. 13. E-M. Walsken u. a (Hrsg.), a. a. O, S. 42-43.
- (13) Abschlußbericht der Arbeitsgruppe „Mitgliederentwicklung“, S. 4-5.

第三章 「社会国家」改変の基本視点と社会民主主義理念の動揺——「アジェンダ 二〇一〇」の思想と課題

大衆的組織政党としてのSPDを土台から揺るがす構造的後退現象と政権政党としてのSPDへの有権者の厳しい拒否的立場の強まり、それら長期的・短期的危機現象の結合という事態には、高度に発達した福祉国家——ドイツ社会国家の構造的危機の深化とその改変の不可避性という政権をめぐる厳しい情勢が強く作用している。

こうした政治的条件下の国政担当政党の立場ということでは、同じSPD主導政権であっても、一九六〇年代末から七〇年代前半期の社会国家隆盛期にあったブラント政権とはシュレーダー政権は国家環境的には質的に異なる条件下にある。それとともに社会国家改変の不可避性という政権課題の基本枠の固定化ということでは、政権政党の立場を問わず政策選択幅は自ずから限定されざるを得ないというのも重い現実である。

CDU・CSU主導政権を引き継いだSPD主導政権を取り巻く国家環境は誠に厳しいものであった。それは一方では経済成長の継続的停滞傾向と失業者の増大、その事態と密接に関連しての国家財政の危機の進行という、特にドイツ経済の停滞現象に伴う社会的・政治的危機現象である。そしてこの事態に既に以前から予測されていたことでは

あるがドイツ社会における高齢・少子化現象の進行による現行高福祉国家体制Ⅱ社会国家体制の維持の困難性という人口構成上の構造的変容に伴う危機的事態が結合する。

この構造起因的危機と状況起因的危機の結合した政治的危機の進行という困難な事態に対し、一六年ぶりの政権復帰後直ちに対処せざるをえなくなったのがSPDの立場であった。しかしこの事態に対し社会国家改変の全体的戦略を確立できず、国家の財政難や失業問題解決の糸口さえ提起しえないまま、国民の失望感と批判の広がりの中で動揺し続けたのが第一期シュレーダー政権の実相であった。⁽¹⁾

そして辛勝とはいえ、政権継続を可能にした二〇〇二年秋の連邦議会選挙後、その担当可能期間の長さを見越して、継続的かつ計画的に対処し、国民の理解を深めつつ能動的に問題解決に当たろうとして提起したのが「未来への我々の道——アジェンダ 二〇一〇」という基本政策案である。そしてこの社会国家改変を目指す総合的政策案は既に党方針案のレベルを超えて、国会審議を経て、国家政策として具体化され、段階的な実施過程にある。

シュレーダー政権の政策基軸となっている「アジェンダ 二〇一〇」は、その原案ともなった二〇〇三年六月のSPD臨時全国大会（ベルリン）の決議案のサブタイトル「労働と成長、教育、再教育と刷新、労働市場と職業斡旋の現代化・社会的保障システムの将来的保障」からも予測されるように、市場経済を基盤とした経済成長と雇用対策、社会国家システムの改変を政策の二本柱とし、それらを有機的に結合させつつ実現を図ろうとする国家危機打開策であった。⁽²⁾「選択肢ははつきりしている。我々が我々の社会的市場を現代化(Modernisierung)するか、我々自体が社会的なものを脇に押しやる市場のブレイキのない力によって現代化されるかである。我々は社会的保障を将来的にも実現してゆくために、そして経済的なダイナミックスを我々の国でも展開するためにたゆまず歩み続ける必要がある」
「アジェンダ 二〇一〇」は我々の社会的保障システムの必要な組み換えのプログラムというだけではない。それは

ドイツそしてヨーロッパに再び経済成長コースをもたらすことに寄与するものである。我々の中心的な目標は完全雇用を達成することである。「アジェンダ 二〇一〇」は成長と雇用のための社会民主主義的綱領である」「我々はヨーロッパ社会国家を、市場法則によって専ら動かされている社会への対抗モデルとして維持したい。そのためには社会国家への新たな信頼の付与と確保、そして新しい理解が必要なのである。その中心点としては重大な生活上の危機に対する連帯的な保障と並んで教育の機会や就業活動への参加の可能性が挙げられる。それゆえここでも男女公正の原則が重視されなければならない。それゆえできるだけ多くの人々が自己責任によって生活することが可能になることが重要である。権利と義務、援助と要求の新たな同等性を確立することも重要である。そのために闘うことは社会民主主義者にとってやりがいのあることである」⁽³⁾。

そしてこのような経済成長と完全雇用、社会的保障システムの再編という二領域の國家的基本課題の実現を目指す「社会民主主義的プロジェクト」の思想的基盤となり、それらを導き出すものは自由、公正、連帯という社会民主主義の基本理念、とりわけ「公正」(Gerechtigkeit)であり、しかもこの概念自体の現代化——社会変化に対応した新たな意味づけが必要とされるのである。

現代化された社会民主主義的立場にあつては、「連帯的社会において自らの生活を自らの好むように作り上げることができる状態」こそが「公正」(社会的公正)であり、そのためには「より多くの人々のためにより大きな参加の機会を作り出すこと」が公正理念に基づく政策の目標であるとされる⁽⁴⁾。

しかし決定的な問題は、こうした社会的公正の状態が社会環境的条件の激変とともに変質し、新たな視点からの改革的努力——「新しい社会国家」の基本要素の確認とその実現が不可避となっていることである。「継続した大量の失業者、社会的保障システムや国家のドラマチックな財政的危機に直面して、まったく静止状態で管理や配分を固定し

てしまった公正概念はむしろ不公正的である。今何も変更しないとしたら、それこそ不公正である。公正であろうとする者にとっては変更することへの意欲が求められている⁽⁵⁾」

かくして時代に即応した「社会的公正」に基づいた社会国家再編政策は、関連性、体系性を有しつつ、手厚く積み上げられてきたドイツの現行社会的保障システム全般への見直し・改変策として具体化されてゆくのである。

それは支給開始時の延長、支給額の切り下げ、掛け金負担の変更を伴った年金制度、受給期間の短縮、生活保護制度との一本化案を含んだ失業手当制度など被雇用者（労働者層）を中心とした一般国民の日々の暮らしに直接影響する施策群から成り立っていた。そしてこれらの施策群は「自己責任」、「負担の公平」、「財政の緊縮と効率化」などの根拠付けによる従来の社会的保障システム原理の修正を含むとともに、そのシステムを信頼し、依存しきっていた国民の対応への反省と態度変更を強く求める内容となっていた⁽⁶⁾。

社会国家改変——社会的保障システム改革の具体化は目下連邦政府レベルで、与野党間そして連邦・州政府間の調整を繰り返しつつ進行している。しかし基本理念の修正を伴ったその国家改変——「アジェンダ 二〇一〇」の現実化の過程は一貫してドイツ的福祉国家たる社会国家確立の中心的勢力であった社会民主主義勢力内部からの、その推進主体であるSPD主導連邦政府とSPD指導部へのとりわけ強い批判と抵抗の動きを現出させている。それとともにSPDの伝統的・固定的支持層からの党への大幅な離反現象が発生・拡大しているのである。

既にシュレーダー政権とSPD指導部に対して、党内左派活動家や労働組合運動の幹部から厳しい批判が出ており、その一部には「アジェンダ 二〇一〇」路線と全面的に対決する左派新党結成の動きも公然化している⁽⁷⁾。

彼らの「アジェンダ 二〇一〇」批判の基本的立場は、それがドイツの経済成長促進の体制とそのための諸方策推進を優先させ、「社会国家解体」を推し進めるという評価に収斂されよう。左派の立場からすれば「アジェンダ 二〇

一〇」による社会国家改変の現実化は、連帯と公正という理念に依拠して形成された社会保障網を切り詰め、個人責任原理に基づき、負担を社会的弱者・貧者に一方的に転嫁するものであった。⁽⁸⁾

そしてこうした社会国家縮小・解体への不安・危機感是一般国民、特に労働者層、年金生活者という伝統的なSPDの支持層に浸透し、相次ぐ離党や各種選挙での「固定的投票層」の大量棄権という現象をもたらしたのである。

確かに経済のグローバル化——EU統合の進展の中でのドイツ経済の再建、極度の高齢・少子化状態の中での社会国家体制の再編という基本施策の推進は、どの政権であろうと不可避である。しかしこの状況下、SPDが「公正」、「連帯」という社会民主主義理念を打ち出しつつ、政権担当政党としてなお存続しえるであろうか。そのためには二方向での基本戦略上の対応が必要であろう。一方は時代状況に対応した社会民主主義理念を指針とした社会国家——高福祉体制の発展的存続のための政治路線の提示であり、他方ではその成果に依拠した国民的支持、とりわけその伝統的支持層の再統合である。

しかし目下のところ、いずれの方向においても明確な形で成果は見出しえていない。社会国家の縮小——高福祉網の切り詰め・国民負担の増大は着実に進行している一方、ドイツ経済の回復、雇用の促進に関して顕著な変化はなお見られない。それとともにSPDでの党員激減傾向はやまず、各種世論調査でのSPD支持率の異常な低さ、州議会選挙での大敗状態も続いている。それに対して「成果は遅れて顕在化する」として長期的視点で「アジェンダ二〇一〇路線」の下社会国家改変を推し進めようとするシュレーダー首相以下SPD指導部の立場には大きな揺らぎは生じていない。⁽⁹⁾

そして二〇〇四年後半期に至って国民世論レベルで注目すべき変化の兆しが生じてきたのも事実である。まず州議会選挙動向に関してであるが、この年の州議会選挙終盤戦となったザールラント州議会選挙（九月）でも一面ではS

PDの大幅後退という従来の傾向を確認したと判断することはできるが、やはり同月に実施されたブランデンブルク州やザクセン州の議会選挙結果と合せ評するならば、むしろ対抗政党CDUの伸び悩み、批判票の受け皿としての極左・極右政党(PDSやドイツ人民同盟(DVU)、ドイツ国民党(NPD))の躍進という事態が注目される。さらに世論調査結果では、「社会国家改変やむなし」の意向が徐々に強まって、多数意見となりつつあり、それに対応して赤・緑連邦政権とシュレーダー首相への否定的評価はやや弱まり、SPDの支持率の回復傾向が見られてきた⁽¹⁰⁾。こうした状況下、SPDは社会民主主義理念に基づく綱領政党、そして大衆的組織政党として生き残れる展望は開けているのだろうか。

注

- (1) シュレーダー政権第一期の全体的動向については、C. Egle u. a. (Hrsg.), Das rot-grüne Projekt—Eine Bilanz der Regierung Schröder 1998-2002, を差し当たり参照。邦語関係文献については、小野「ドイツにおける「赤と緑」の実験——第一次シュレーダー政権の改革政策のパフォーマンス——」(工学院大学共通課程研究論叢四一卷二号(二〇〇四年二月)所収)、坪郷実「比例代表選挙下の政権交代」(『新版 比較・選挙政治』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)第三章)参照。さらに川口マーン恵美『ドイツは苦悩する』(草思社、二〇〇四年)も参考になる。
- (2) Unser Weg in die Zukunft — Agenda 2010(in: Müt zur Veränderung — Leitanspruch des SPD Parteivorstands zum Sonderpartei-tag am 1. Juni 2003 in Berlin).
- (3) Müt zur Veränderung, S. 13-14.
- (4) Ebenda, S. 12.
- (5) Ebenda.
- (6) 当初の具体的施策の概要については、Der doppelte Clement — Die rot-grüne Bundesregierung überschlägt sich förmlich beim Reform-Marathon (in: Frankfurter Rundschau 26. 9. 2003) 参照。邦訳の概略紹介については、「包括的改革案「アジェンダ 二〇一〇」」(『Deutschland — フォーラム政治・文化・経済・科学』(二〇〇四—二〇〇五)六(十五頁)参照。しかしこの計画は国民世論、議会外諸勢力、連邦参議院での圧倒的多数派であるCDU・CSUの強い批判・修正圧力によって、一年後のその達成水準は低い。

- (7) その組織体「選挙対案グループ 労働と社会的公正」は基本綱領を掲げて(〇三・一〇・三)すでに活動を開始しており、二〇〇四年八月にはSPDの元党首で左派グループのリーダー、O・ラフォンテーヌはSPD指導部が「コース変更をしない限り、このグループと協働する」意思を明示した。Linkspartei freut sich schon auf Lafontaine (in: Spiegel Online (7.8.2004)), Lafontaine droht SPD mit neuer Linkspartei (in: der Spiegel 33/2004 (8.9.2004)).そして年度末になってこのグループは新党を結成し、〇五年五月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙⁶、〇六年の連邦議会選挙に打って出る方針を明確にした。Vgl. Süddeutsche Zeitung 21.12. 04 (Online).
- (8) Vgl. Eckpunkteprogramm von Wahlinitiative Arbeit und Sozialgerechtigkeit (www.wahlinitiative-asg.de).
- (9) Vgl. Reformkurs wird fortgeführt (in: Spd. de-Aktuell-News 8.4.2004)
- (10) „Viele SPD-Wähler sind ins Nichtwähler-Lager gewechselt“ — Landtagswahl in Saarland (in: Süddeutsche Zeitung Online (6.9.2004)), Rechtsextermisten profitieren von Ummüt (in: Frankfurter Rundschau Online (7.9.2004)). ⁷45% Der Spiegel (2004, Nr. 43), S. 42-53. Politbarometerの調査(〇五・一)によればSPDとCDU・CSUの支持率は三三%対四〇%で、八%差にまで接近した。(Süddeutsche Zeitung Online)

第四章 社会民主党は生き残れるか——綱領的組織政党の展望

SPDは社会的条件の変動に対応して指導部中心、選挙中心の政党へと変質——政党の「アメリカ化」、「クリントン化」——してしまうのか、さらにはアメリカ的政党化すら果たしえず、イタリア社会党のように分解・消滅してしまうのだろうか。それとも、変容しつつも、その綱領的(理念的)、大衆組織的(党員党的)性格を基本的に保持しつつ、ドイツの政治システムの中で重要な役割を果たし続けるのであろうか。

「SPDは社会改革的な組織政党であり続ける」、「SPDは単なる選挙闘争装置ではなく、党員党であり続ける」と

いう見解は、SPDの指導者たちが常に強調するところであり、ドイツの政党研究者もその可能性を全く否定しているわけではない。⁽¹⁾

現状から判断して長期的には、SPDがアメリカの二大政党とは質的に区別される綱領的組織政党としてなお存続しえる見通しは強いであろう。そうした方向性を打ち出すための基本的要因は、一方ではSPDのなお強固に組織され、機能し続ける地域組織網であり、他方はSPDを思想的に一貫して規定し、方向付けてきた社会民主主義理念の存在である。そしてこの二要因がSPDにあつて今後いかに活性化してゆくかが、この党のあり方を決定付けるであろう。

そして二一世紀初頭の現在、SPDの未来を開くこの二つの要因の活性化、具体化の試みは、限定的とはいえ党内実践の中で見出すことができる。未来への展望を開くSPDの地域的組織網とは既に第二章で紹介した、地域の一般党员層から構成された課題と役割によって区分された垂直的・水平的な組織結合体である。この組織網は一方ではSPDの諸政策——連邦レベルの基本方針から州・基礎組織レベルの日常政策まで——の検討・立案の決定的な場として機能するとともに、同時にこの政策の意義を一般国民に浸透させ、その実現を目指す役割を果たしていることである。そしてこうした政党的立場を明確にした政策の立案とその高密度の浸透・実現の機能は、党指導部によるマスメディアを媒介にした作用では到底望み得ないことである。⁽²⁾

こうした期待を実現しつつある地域党組織網の存在をヘッセン州南部地域のSPDなどいくつかの地域支部の実践報告から確認できる。⁽³⁾ヘッセン州南部地域支部はフランクフルト市を核としたSPDの拠点地域で、連邦議会選と州議会選を闘った二〇〇一〜〇二年の「党活動報告」では、組織的な政策検討と多数の党员の積極的活動参加の実態が生き生きと示されている⁽⁴⁾——「党活動報告」は強調する、「我々は社会的な改革党として党の特色を明確にするために

貢献した」、「他の州連合や地域支部と区別されるヘッセン州南部地域支部の強さは、異なるグループの多数の党員が党の課題を実現するために活動しているということである⁽⁵⁾」。

そしてSPDの特色を明確にする社会改革の基本方針として、「雇用の増大と社会的公正のための政治を求めること」を打ち出し、「社会的公正を保障するためには雇用の保証が重要な前提」となることを強調し、他方シュレーダー連邦政府ではこのような雇用政策が最優先されておらず、それが労働者層のSPD離れを引き起こしていると批判しつつ、様々な自らの対案を検討・提示している。さらに長期的な政策的コンセプトから日常的な現実問題までを検討するための一連の協議会や委員会も設けられ、関心のある多くの党員の政策討議への参加を促そうとしている⁽⁶⁾。

また住民への政策の浸透と政策実現のために、各種の共同活動グループが活発に機能しており、「報告」では「SPDが活動的な党員を多く持っているところほど、より良い結果が得られている」とし、ヘッセン州南部地域支部では「多くの政策分野で自発的なたちでの党員の生き生きとした参加が際立っている」と自賛している⁽⁷⁾。

このような政策の形成とその浸透・実現を内容としたSPDの地域での大衆的な組織活動は今後も変容しつつもなお根強く、広範に存続し、ドイツ社会に影響力を保持し続けるであろう。

自由、公正、連帯という伝統的な社会民主主義の基本理念の作用力も容易に後退、形骸化するとは思えない。むしろ決定的な課題はこの基本理念の現代的意義付け、とりわけ「連帯」理念と関連付けられた「公正」理念の意味づけである。

社会民主主義的基本理念としての「公正」は、戦後のSPDを三〇年に亘り方向付けてきたゴーズベルク綱領では、「自由」、「連帯」との関連で次のように表現されていた。「自由、公正及び共に精神的に結びついていることから生まれる相互の義務としての連帯は、社会民主主義の基本価値である」、「自由と公正は相互に制約しあっている。な

ぜなら人間の尊厳とは、自らの責任を要求するだけではなく、同時代の人々の人格を發展させ、対等の立場で社会の形成に参加する権利を求めることにあるからである。」「社会民主党はこの基本価値を精神とする生活秩序を追求する。自由と公正を勝ち取り、維持し、その中で自らを実現すること——この永遠の課題こそ社会主義である」⁽⁸⁾。公正理念についてのこれ以上の内容はこの綱領には示されていないが、後にSPDの理論的ブレン、T・マイヤーは「公正は自己実現のための現実的な機会が同価値であることを求める。公正は同価値の生きる機会を目指すのである」と解説している。⁽⁹⁾

八九年制定のベルリン綱領でも、公正理念の骨格が抽象的ながらより明確に提示されている。「充分に社会的保障がなされている者だけが、自分の自由の機会を活用することができる。我々は自由のためにも、平等に生きる機会と完全な社会保障を要求する。公正は、全ての人間が同じ尊厳的存在であることに基づいている。公正は同等の自由、法の前の平等、政治的・社会的参加と社会的保障の機会 of 平等を求める。公正はまた男性と女性の社会的平等を求める」、「公正は所得ならびに権力の配分に、そしてまた教育、専門教育ならびに文化の享受においてこれまで以上の平等を求める」、「しかし生きる機会の平等ということは、画一性を意味するのではなく、全ての人々が個々の素質や能力を發展させる余地があることである。公正、すなわち生きる機会の平等に対する権利は、国家権力的手段によって助成されなければならない」、「自由、公正、連帯は相互に制約しあい、支えあっている。それぞれが同じ重要性を持ち、お互いに補完し、限定しあつてこそこれらの価値は意味を持つのである」⁽¹⁰⁾

自由、公正、連帯の三理念の同等の価値的位置づけ、相互関連性を強調するSPDの立場は綱領上一貫している。そしてさらにはベルリン綱領では、その公正理念について、「生きる条件の平等」ではなく「生きる機会の平等」という見解を明確に示していることに改めて気づかされるとともに、現在社会国家の改編に着手しているシュレーダー首

相やSPD指導層の理念的根拠付けとの共通性・連続性を抽象的表現において有しており、注目される。

しかし社会国家の現状を大胆に改変しようとする目下のSPD指導部の下での公正理念は、その具体的展開の中で、従来のそれとは内容構成において質的転換とも評しえるほどの変化を生み出していることも見落せない。既に第三章で紹介した「アジェンダ 二〇一〇」や二〇〇三年党年次大会で採択された中期綱領「未来への我々の道」での主張から判断すれば、公正理念の内容構成は、集团的視点からの生存条件の平等性の重視から個人主義的立場を前提とした「生きる機会」の平等性の強調へと、質的に変化していることが明確に読み取れるのである。¹¹⁾

ここでは労働者層、被雇用者層といった社会層としての全体的な生存条件の平等性実現の強調ではなく、自立的で、社会的責任を自覚した個人の、生存の機会の平等性が強調されている。そしてさらにそこでは、社会階層的な集团的連帯性ではなく、両性間、世代間の権利と義務・見返りの同等性が特に強調されているのである。「社会的な公正を義務とするということは社会的な責任への備えを前提とする。連帯は決して一方通行ではない。社会的責任における公正は見返り行為の公正にもまた表現される。社会の連帯的な給付を受け入れる者は自らもまた連帯社会へ対応した見返り行為をなすことを表明しなければならない」(「未来への我々の道」¹²⁾)、「社会国家への新たな信頼と期待こそ大切である。そして大きな生存上の危機に対する連帯的な保障と並んで、教育の機会や職業活動への参加を可能とすることをその中心点とした新たな社会国家への理解が重要である。そこでは両性の公正性の原則も妥当する。それゆえできるだけ多くの人々が自己責任で生きてゆくことを可能にすることが重要である。権利と義務、援助と要求の新たな同等性が重要なのである」(「アジェンダ 二〇一〇」¹³⁾)

こうした「公正」概念を中心とした社会民主主義的基本理念の変容は、新たな社会的条件に対応した理念革新の積極的な試みと評しえる側面を有すると同時に、資本主義体制修正の思想として機能してきた伝統的な社会民主主義理

念の変質・形骸化の危険性をも多分に含んでいる。要点は、自立した、責任意識を持った個の連帯性によって、競争と利潤追求を基本原理とした既存社会体制を継続して改革してゆける思想と実践力を保持しえるかどうかである。どの方向性が強まるのか、当面のSPD主導下の連邦政府の社会国家再編の実践過程と、社会民主主義的基本理念、とりわけ公正と連帯の具体的意義付けと相互の関連付けの作業展開をなお見守る必要がある。⁽¹⁴⁾

注

- (1) Abschlußbericht, a. a. O, S. 4-5. Klaus von Beyme, Die Entwicklung des Parteiwettbewerbs (in: C. Egle u. a. (Hrsg.), S. 54-55).
- (2) T. Meyer, Die Transformation der Sozialdemokratie, S. 198-199.
- (3) ヘッセン州南部地域のほか、「市(州)政府」の主導政党に復活したヘルリン市(州)連合や、党大会で若き女性党首体制を形成し、州議会選挙で躍進したバーデン・ヴュルテンベルク州の「活動報告」も注目される。Vgl. SPD Landesverband Berlin (Hrsg.), Jahresbericht 2001-2002, SPD Landesverband Baden-Württemberg (Hrsg.), Geschäftsbericht 2001-2003.
- (4) Jahresbericht der SPD 2001-2002, S. 123-130. (15) Ebenda, S. 123.
- (6) Ebenda, S. 123-125. (16) Ebenda, S. 126.
- (8) Grundsatzprogramm der SPD, beschlossen vom dem außerordentlichen Parteitag in Bad Godesberg (in: D. Dove, K. Klotzbach (Hrsg.), Programmatistische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie (Bonn, 2004), S. 326-327). 邦訳は永井清彦編著『われわれの望むもの——西ドイツ社会民主党綱領』(現代の理論社、一九九〇)一二一—一二三頁。
- (9) T・マイヤー著『ドイツ社会民主主義入門』(須永・佐藤訳、ミネルヴァ書房、一九八二年)、九二頁
- (10) Grundsatzprogramm der SPD, beschlossen vom Programmparteitag in Berlin 1989 (in: D. Dove u.a. a. O, S. 357-358). (邦訳『われわれの望むもの』五〇—五二頁)
- (11) Vgl. Unser Weg in Zukunft (in: Beschlüsse des Bundesparteitags 2003) (SPD Online)
- (12) Ebenda, S. 3

(13) Mut zur Veränderung, S. 14.

(14) 本稿では言及できなかったが、SPDは目下八九年採択の「ベルリン綱領」に変わる新綱領作成作業を進めている。「ベルリン綱領」は、その後の壮大な経済的・政治的变化を視野に納めていなかった」とシュレーダー首相も述べているように、新しい社会民主主義のあり方はグローバル化、EU統合の強まりの中でしか考えられないのが現状であり、SPDも一国の枠を越えたヨーロッパ社会民主主義の立場をより一層重視せざるをえないであろう。Vgl. Grundsatzprogrammkommission an der Parteitag in Nürnberg, Zwischenbericht — Wegmarken für ein neues Grundsatzprogramm (Programmdeliberation bei SPD Online収録).

(付記) 本論文作成に際しては、二〇〇二年度北海学園学術研究助成（一般研究）を受けた。